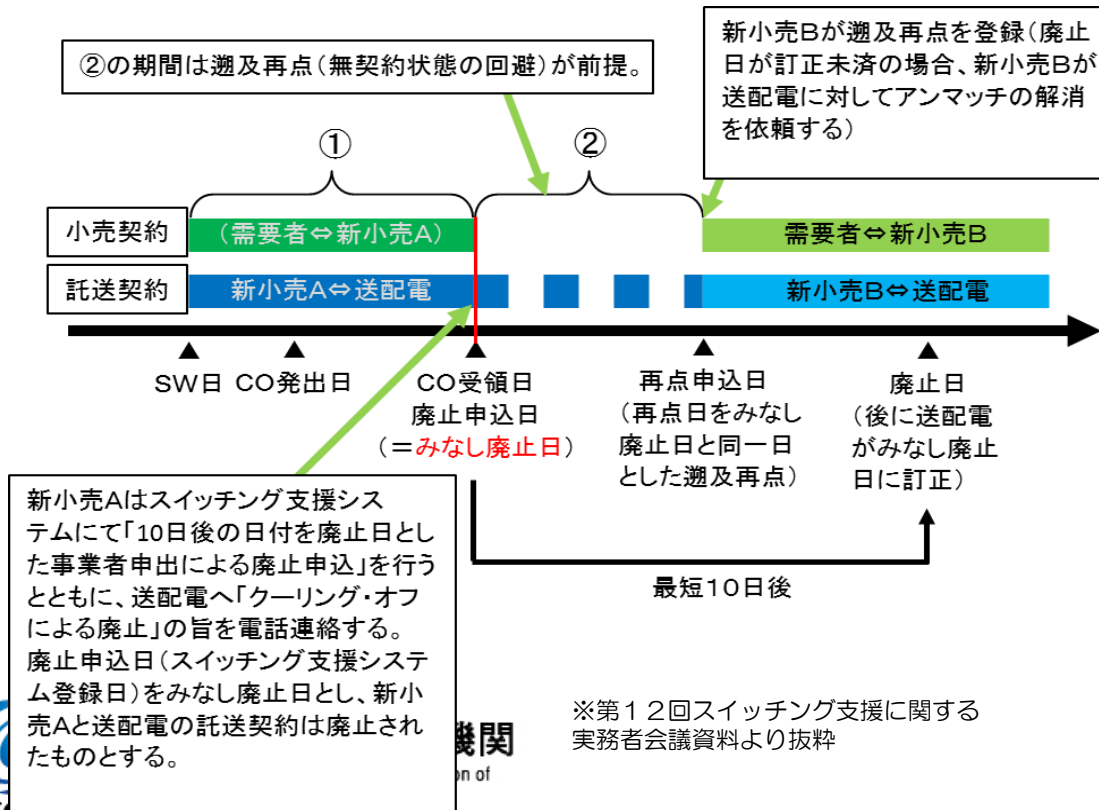


- 小売供給契約がクーリングオフの対象となることが明らかになったことを踏まえ、クーリング・オフなどによって小売供給契約が取消し又は解除された場合や、引越し等により新たに電気の使用開始を申込む前に電気を使用した場合において、無契約での電気の使用状態を解消するため「廃止中の供給地点において、電気を使用していることが明らかである場合」を解消すべきアンマッチの対象に追加する。
(指針第259条)

■ 代表例：供給開始後に需要者よりクーリング・オフの申出があり廃止した供給地点



＜変更後＞（指針 第259条）

一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合（以下「アンマッチ」という。）は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。

- 一 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合
- 二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合
- 三 廃止中の供給地点において、電気を使用していることが明らかな場合にあって、電気の使用を開始した日と異なる日を再点日として、再点申込みがなされた場合